

・金銭債権の貸倒損失の算入の要件。

最高裁判所 平成14年(行ヒ)第147号 法人税更正処分取消請求事件

(原告、被控訴人、上告人)日本興業銀行(訴訟承継人(株)みずほコーポレート銀行)

(被告、控訴人、被上告人)麹町税務署長 工藤善四郎

第一審判決(東京地裁民事第3部)は平成13年3月2日にあり、第二審判決(東京高裁民事第8部)は平成14年3月14日にあった。

学説判例が二つに別れ対立し最高裁判決が待たれていたところ平成16年12月24日にその最高裁の判決がありました。

(関係条文)法人税法第22条は、法人の各事業年度の所得の金額に関する原則規定である。法人税は各事業年度の所得の金額に対して課される(同法21条)。そして法人税法第22条4項は、「当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められている会計処理の基準に従って計算されるものとする。そして法人税法第22条1項は、法人の各事業年度の所得の金額は当該事業年度の益金の額から、当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。とされている。その損失額については同条第22条3項3号で、当該事業年度の損失の額で資本等の取引以外の取引に係るものとしている。

第一審と控訴審とが相反する判断を示し、学説も第一審に賛成する学説は、森厚治(金融法務)、成蹊大学武田昌輔教授(税経通信56.9.17)、武藤佳昭(税経通信56.10.41)、立正大学浦野広明教授(判例時報)

第一審判決の批判的な学説、慶應義塾大学木村弘之亮教授、つくば大学品川芳宣教授

鑑定意見書

原告側の鑑定人	中里 実(東京大学教授)
	武田 昌輔(成蹊大学教授)
	大淵 博義(中央大学教授)
	江鳥 常夫(東京大学名誉教授)
	中野 百々造(千葉商科大学教授)
	伊藤 眞(東京大学大学院教授)
	松下 淳一(学習院大学教授)
被告側の鑑定人	品川 芳宣(つくば大学教授)